

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人憲隆会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 2 1 7 6 番地 4
- (3) 設立認可年月日 平成 19 年 3 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 平成 19 年 4 月 3 日
- (5) 役員及び評議員 省略

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	むらかみ歯科医院	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 2 1 7 6 番地 4	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
令和 4 年 5 月 24 日 令和 3 年度決算の決定
- (3) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設
該当なし
- (4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

様式 3 - 2

法人名 医療法人憲隆会

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2 1 7 6 番地4

貸 借 対 照 表
(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	32,346	I 流 動 負 債	2,490
II 固 定 資 産	12,800	II 固 定 負 債	7,525
1 有 形 固 定 資 産	11,901	負 債 合 計	10,015
2 無 形 固 定 資 産	884	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	15	科 目	金 額
		I 資 本 金	9,000
		II 利 益 剰 余 金	26,130
		純 資 産 合 計	35,130
資 産 合 計	45,145	負 債 ・ 純 資 産 合 計	45,145

法人名 医療法人憲隆会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 2 1 7 6 番地 4

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	74,247
2 事業費用	73,456
本来業務事業利益	791
事業利益	791
II 事業外利益	2,785
経常利益	3,576
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	3,576
法人税等	701
当期純利益	2,876

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人憲隆会

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 2 1 7 6 番地 4

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	45,145 千円
2. 負 債 額	10,015 千円
3. 純 資 産 額	35,130 千円

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	32,346
B 固 定 資 産	12,800
C 資 産 合 計 (A + B)	45,145
D 負 債 合 計	10,015
E 純 資 産 (C - D)	35,130

(単位：千円)

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人憲隆会

理事長 村上 憲二 殿

私は、医療法人憲隆会の令和3会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月24日

医療法人憲隆会

監事 松本 成一